

参 考 資 料

(稲永公園野鳥観察館)

1. 現在の運営体制等
2. 稲永公園野鳥観察館管理運営要綱
3. 豪・ジロング市との湿地提携に基づく交流事業における名古屋市野鳥観察館へのカメラ等設置に関する覚書

令和4年6月
名古屋市 緑政土木局

現在の運営体制等

●現在の運営体制

現場責任者	2 人
管理補助業務従者	1 人
計	3 人

●施設の利用状況

過去3年間の名古屋市野鳥観察館利用状況（参考）

年度	R1	R2	R3
開館日数(日)	271	244	296
入館者数(人)	28,818	20,915	29,042
うち一般入館者(人)	21,801	19,190	26,021
うち団体入館者(人)	7,017	1,725	3,021
団体数(団体)	118	64	98
1日平均入館者(人)	106	86	98

●令和3年度野鳥保護行事实績

	行事名	開催日	内 容
愛鳥週間行事 (愛鳥週間…五月十日～十六日)	野鳥写真展	4/24(土)～5/30(日)	野鳥の生態写真展示「愛鳥週間写真展2021」 入場無料 応募：36点
	藤前干潟の野鳥観察会	5/9(日)	観察指導員による稲永公園及び庄内川河口の野鳥の観察指導 事前申込・参加無料 参加人数：30名
	野鳥のおはなし	5/9(日)	「鳥類のからだのつくり 初級編」 事前申込・参加無料・参加人数：13名
	ダイゼンのペーパーキャップを作ろう	5/8(土)9(日)	パーツを組み合わせダイゼンのペーパーキャップを作成。 小学生以下・参加無料・参加人数：9名
	野鳥ミニ講座 「鳥のミニデコイに色付けをしよう」	5/9(日)	鳥の模型(デコイ)に絵の具で色を塗ってオリジナルの模型を制作。 当日受付・要材料費・参加人数：37名
	野鳥ビンゴゲーム	5/8(土)・9(日)	望遠鏡で野鳥を見つけ、鳥の名前でビンゴゲーム。小学生以下・参加無料・参加人数：13名
秋の野鳥行事	野鳥写真展	8/21(土)～10/10(日)	野鳥の生態写真展示「秋から冬を彩る野鳥たち」&「藤前干潟の魅力～風景・生きもの」 入場無料 応募点数：41点
	藤前干潟の野鳥観察会	9/19(日)	観察指導員による稲永公園及び庄内川河口の野鳥の観察指導 事前申込・参加無料・参加人数：24名
	野鳥のおはなし	9/19(日)	「なごやの野鳥」 事前申込・参加無料・参加人数：7名
	ダイゼンのペーパーキャップを作ろう	9/19(土)21(月祝)22(火祝)	パーツを組み合わせダイゼンのペーパーキャップを作成。 小学生以下・参加無料・参加人数：7名

	野鳥ミニ講座 「鳥のリースを作ろう」	9/20(月祝)	リースの土台に鳥や草花のパーツをつけてオリジナルのリースを制作。 当日受付・要材料費・参加人数：15名
	野鳥ビンゴゲーム	9/18(土)~20(月祝)	望遠鏡で野鳥を見つけ、鳥の名前でビンゴゲーム。小学生以下・参加無料・参加人数：36名

稲永公園野鳥観察館管理運営要綱

この要綱は名古屋市都市公園条例（以下「条例」という。）及び同条例施行細則に定めるもののほか稲永公園野鳥観察館（以下「観察館」という。）の管理運営について必要な事項を定めるものとする。

（設置目的）

第 1 条 観察館は、庄内川河口周辺の野鳥観察及び野鳥保護に関する知識の普及並びに市民の自然保護に関する意識の高揚を図ることを目的とする。

（事業）

第 2 条 前条の目的を達成するため次の事業を実施する。

- （１） 野鳥の観察、野鳥保護に関する相談及び指導
- （２） 野鳥保護に関する資料の展示
- （３） 野鳥保護に関する講習会・研修会等の開催
- （４） 観察館の施設の利用
- （５） その他市長が必要と認める事業

（施設の利用）

第 3 条 観察館の利用期間及び利用時間は次表のとおりとし、利用の基準は別に定める。ただし、市長が特に必要と認める場合においては、利用期間及び利用時間を変更することがある。

利用期間	利用時間
1 月 4 日から 1 2 月 2 8 日まで。ただし毎週月曜日（その日が祝日法による休日に当たるときは、その直後の祝日法による休日でない日）及び毎月第三水曜日（その日が祝日法による休日に当たるときは、第四水曜日）を除く。	午前 9 時から 午後 4 時 3 0 分まで

(秩序の維持)

第4条 観察館においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 施設又は設備を損傷又は汚損すること。
- (2) 他の入館者の妨げになる行為をすること。
- (3) 立ち入りを禁止された場所に立ち入ること。
- (4) その他観察館の管理上支障があると認められる行為。

(管理区域)

第5条 管理区域は、別図のとおりとする。

(管理委託)

第6条 条例の規定に基づき、この施設の管理を委託する場合は、この要綱に定める指針を踏まえて委託するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成2年4月1日から施行する。
- 2 名古屋市野鳥観察館要綱（昭和60年4月1日施行）及びこれに基づく運営要領は廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、平成5年3月1日から施行する。

豪・ジロング市との湿地提携に基づく交流事業における
名古屋市野鳥観察館へのカメラ等設置に関する覚書

緑政土木局都市農業課長（以下「甲」という。）と環境局環境企画課長（以下「乙」という。）は、名古屋市野鳥観察館（以下「野鳥観察館」という。）に設置するカメラ等について、次のように覚書を締結する。

（設置目的）

第 1 条 オーストラリア・ジロング市と本市との湿地提携における情報交流事業の一環として、インターネットを利用した双方の湿地のライブ映像の配信を行うことをジロング市と合意した。双方の湿地の映像を配信するため、野鳥観察館へのカメラ等の設置を行うものである。

（設置機器・設置場所・設置時期）

第 2 条 この覚書の対象設備は下表に示すとおりとする。

名 称	品質・規格	数量	単位	設置場所	設置時期
カメラ	BB-SC384B	1	台	野鳥観察館 2 階	令和 2 年 3 月 26 日
屋外ドームハウジング	RT-W16DMFH(PA202)	1	台	展望室窓枠	
ファイアウォールルーター	RTX830	1	台	野鳥観察館 1 階	
回線終端装置（NTT 西日本レンタル）		1	台	事務室	
L A N ケーブル	Cat5e	70	m	野鳥観察館 1 階	
VA ケーブル	EM-EEF 1.6-3C	20	m	及び 2 階	

（設備の所有）

第 3 条 第 2 条の設備については、乙が所有し、乙の経費負担のもと設置、維持管理を行い、甲及び野鳥観察館の指定管理者にとって労力的・経済的に負担にならないよう配慮すること。

(野鳥観察館の指定管理者への管理者の明示)

第 4 条 カメラ等を設置する野鳥観察館の指定管理者に対し、カメラ等設備の管理者
(乙) 及び担当者連絡先を明らかにするものとする。

(カメラの撮影範囲)

第 5 条 カメラの撮影範囲については、プライバシー保護に配慮するものとする。

(保守点検・修繕等)

第 6 条 保守点検・修繕は乙が行い、野鳥観察館の指定管理者に明らかな過失のない盗難
や毀損等について、指定管理者に責を問わないものとする。

(撤去・処分)

第 7 条 設備が不要となった時は、乙が撤去・処分を行い、現状復旧を行うこととする。

(その他)

第 8 条 この覚書に定めのない事項又は覚書によることが適当でない事項は、別に甲と乙
が協議して定める。

この覚書を証するため、本書 2 通を作成し、各自 1 通を保有する。

令和 2 年 3 月 25 日

甲 緑政土木局都市農業課長 山中 孝浩

乙 環境局環境企画課長 早川 雅夫